

## 第 33 回 MOF・NGO 定期協議議事録

日時 2006 年 10 月 13 日（金）

場所 財務省 中 422 会議室

財務省からの報告

世界銀行・国際通貨基金合同開発委員会の報告

NGO からの討議議題

1. スリランカ・南部交通網開発事業（STDP）及びパキスタン・第三期チャシュマ右岸灌漑プロジェクトに関する Compliance Review Panel (CRP) のモニタリング状況について（ADB）
2. バングラデシュ・ブルバリ石炭採掘事業について（ADB）
3. アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）と環境社会配慮
4. OECD コモンアプローチ改訂について
5. サハリン II 石油天然ガス開発における環境社会配慮について（EBRD、JBIC）

出席者：（敬称略、順不同）

【財務省国際局】

開発機関課：木村（茂樹）課長、栗原開発企画官、吉田総括課長補佐、端本課長補佐、田染課長補佐、佐藤係長、関口係長

参事官室：渡部総括課長補佐、内田課長補佐、吉田係長

開発政策課：藤岡課長補佐、

調査課：細田課長補佐

【NGO】

清水、神崎、村上（以上、FoE - J）、松本、後藤、秋元（以上、メコン・ウォッチ）、田辺、藤沼（以上、JACSES）、渡邊（FANN）、木村（真希子）（市民外交センター）、鈴木、伊藤（以上、ヒューマンライツ・ナウ）、木村（真理）、高橋（以上、東京大学）、安達（横浜国立大学）、日向（芝浦工業大学）、古屋（早稲田大学）

---

### 財務省からの報告

#### 世界銀行・国際通貨基金合同開発委員会の報告

MOF 端本：

世界銀行・国際通貨基金合同開発委員会（以下、開発委員会）コミュニケに沿って説明する。今回のシンガポールでの開発委員会で主に議論されたのは、ガバナンスの件と中所得国への関与のあり方という 2 点であるので 8、9 を見て頂きたい。ガバナンスの件だが、世界銀行（以下、世銀）としては被支援国のガバナンスを促進する取り組みを進めたいとのことである。そのためコミュニケで、グッドガバナンスを促進する取り組みは開発と貧困削減のために重要であり、汚職防止の取り組みもその重要な一部で

あると書かれている。各ドナーがこうした関与を支持し、ガバナンス向上のための世銀の戦略策定に向けた作業の進展を歓迎している。その際に、被支援国のオーナーシップとリーダーシップが鍵である。また、世銀は政府が重要なパートナーであるが、それ以外にも幅広い機関の参加を受け入れたい。ガバナンスの戦略については、ガバナンスが強固な国・中程度の国・貧弱な国の3つに分類し、それぞれに応じた関与をする。世銀としては、ガバナンスが強固で政府がコミットしている国については、その政府の要望事項・優先事項を尊重する。ガバナンスが課題となっている国（中程度の国）については、基本的にはガバナンスを向上させることを重視する。ガバナンスが貧弱な国については、非貸付サービスを重点的に行う。このような差別化にあたっては、予測可能性、透明性、一貫性、メンバー国間の公平な取り扱いが重要であり、そのような分類にあたっての指標の更なる検討が要請されている。差別化にあたってアカウンタビリティーが重要であるので、継続的な理事会の監督が重要だとまとめられている。

次に中所得国への関与について報告する。世銀グループではご承知の通り、貧困国に対しては国際開発協会（以下、IDA）という組織から非常に金利の低い資金を提供し、中所得国については国際復興開発銀行（以下、IBRD）という組織からマーケットで調達した金利に若干の上乗せをした貸付をすることになっている。中所得国には貧困層の7割が住んでおり、他方で年間1人あたりの所得が1千ドル程度の国から1万ドルに達する国まであり、極めて多様である。全体としては、貧困削減や発展、国際公共財への貢献などで課題があるので、このような分野での取り組みを強化したいと書かれている。また、中所得国は非常に多様であることから、多様化に合わせた関与を行うことを世銀が提案している状況である。さらに、アジア開発銀行（以下、ADB）などの他の地域開発金融機関とのパートナーシップの強化などの検討を要請するコミュニケになっている。ここまでがコミュニケの全体であり合意文書である。

次に日本国がどのような主張をしたかについて、日本国ステートメントをもとに報告する。中所得国への関与についてだが、第一段落で多様性に応じて差別化が図られるべきである、と主張している。第二段落では、中所得国といっても所得水準に差があり、自分で国際金融市場にアクセスして資金調達できる国もあるので、そのような国については基本的に各政府が調達することが第一に追求されるべきである、と主張している。国際金融市場へのアクセスが可能な国については世銀からの卒業を視野に入れ、世銀は非貸付サービスに重点を置く必要がある。貸付サービスについても炭素ガスをどのように削減するかという点や、貧困地域における貧困削減に特に影響の大きいプロジェクトに限定する必要があるとコメントしている。卒業政策については、現在世銀では年間の所得水準が6000ドルを超えた国から、卒業に向けた協議を開始することになっているが、そこまでの所得水準に達していなくても国際金融市場へのアクセスが可能な国もあるので、そのような国の卒業政策のあり方について検討を行うべきである、とコメントしている。第四段落では、中所得国の中には、世銀からローンを受けると同時に、他の低所得国に対して援助をしている国もあるので、そうした国については国際的な協調性、透明性を持って活動をして頂きたいと主張している。詳細は2ページ目の「例えば」からの三段落に記載してある。ガバナンスの取り組みについてのコメントだが、基本的には世銀がガバナンスや腐敗防止の取り組みを強化することを歓迎すると言っている。また、ガバナンスと腐敗防止の取り組みは長期的に経済成長や貧困削減に資するということが明らかになっているので、基本的には進めて頂きたいが、その際二点注意して頂きたいと述べている。第一に、各国の状況に応じた取り組みをして頂きたい、運営にあたっては恣意的な審査をしないで頂きたい、アカウンタビリティーを確保するという観点から理事会に重要な方針変更は報告して頂きたい、と述べている。第二に、ガバナンス腐敗の件は短期的に解決するもので

はないので、長期のコミット、関与の継続が必要であると述べている。

松本：

日本の主張の中で中所得国への関与で、サブナショナル貸付があるが、以前話を聞いたがよく分からなかったなので、よろしければ教えて頂きたい。

MOF 端本：

基本的に世銀は政府に対する貸付が原則であり、それ以外の機関に対する貸付は原則できない。しかし他方で、電力分野であれば公社という形で行っている場合もある。そのような政府以外のニーズが出てきている。そのような中、公社も含めた民間に貸付を行う機関である国際金融公社（以下、IFC）と共同で開発プログラムを行っている。ここでは世銀のノウハウを使っているが、例えば貸付をして貸し倒れになるリスクはIFCが負っている形である。これを世銀が引き受ける、つまり世銀から政府ではなく、直接民間に貸付けることがサブナショナル貸付であるが、これについては様々な議論があり、日本国としては慎重に検討したい。

松本：

慎重というのは、比較的ネガティブということか。

MOF 端本：

国であれば政策対話等を通じて話が出来ると思うが、世銀が民間部門に貸付を行って、しっかり債権回収できるのか、貸付先のリスクを管理できるのかなど、難しい問題があるので、慎重に検討する必要があるということである。

MOF 木村（茂樹）：

一点だけ補足をさせて頂くと、今回の開発委員会の議題について、やや違和感を覚える方もいらっしゃると思う。最近の開発の世界での中心的な課題は、アフリカ、貧困削減、Basic Human Needs、エイズ、ジェンダーである。しかし、今回議題となったのは中所得国に対する関与のあり方とガバナンスアクションで、議題の中にアフリカのAの字も出ていない。これは、今までの流れの中でも例外的な開発委員会であったのではないかと思う。あくまでもアフリカにおけるミレニアム開発目標（MDGs）の達成に向けて、アフリカを中心とした貧困を削減しなければならない、という認識については、世銀あるいはその他の国際開発融資機関（以下、MDBs）でも変わっておらず、むしろ徐々に強化されてきている。昨年のグレンイーグルスサミットに向けて、例えば世銀、あるいは国際通貨基金（以下、IMF）等の公的な資金については100%債務削減をしたことで、非常に大きなアジェンダが一段落した。そして、これまで取り残してきた問題に光を当てなければならない時がきており、それが今回の開発委員会であった。また、世銀のクライアントは中所得国であり、中所得国に対してどのように対応するかということは世銀にとって重要な話であるので、ここで話をすべきでないかということであったと思う。ガバナンスについては、ウォルフォヴィッツ総裁も重視している政策であり、また融資受け手政府のガバナンスが低い、あるいは非常に腐敗しては、せっかくの援助が効果をもたらさない、欠かすことの出来ないアジェンダであった。私の予測では今後は従来型の貧困削減やアフリカといったアジェンダ設定に戻ってくるだろうと思う。

今回、議題にはならなかったが、クリーンエネルギーの話がプロGRESSレポートで出ており、これは2008年の日本におけるサミットに向けて非常に重要な話になると思われる。グレンイーグルスサミットでもクリーンエネルギーは大きい話として扱われた。例えば、電気が引かれることは貧困削減において非常に重要であるという認識があり、第一にサブ・サハラアフリカにおける電化率を上げるにはどうすれば良いかという話がある。第二に温暖化ガスの話、つまり二酸化炭素を中心とした温暖化ガスを削減するためにはどうすれば良いかという話がある。第三に温暖化等によって、現に色々な天災が起きているが、地球環境の変化が直に発展途上国に大きなインパクトを持つので、その適応についての話がある。非常に大きなアジェンダが今決定されているが、これについて世銀としてどのような貢献が出来るか、世銀は2008年の日本で行うサミットにおいて議題として主張してくると思う。今後の方向性について、私個人はそのようになると考えている。

伊藤：

ガバナンスの部分で、ガバナンスの向上を促すための技術支援を重点的に行うことが重要であるとあるが、具体的な所をどのようにお考えか？

MOF 端本：

これは国によって状況が違うと思うが、このようなステートメントが出された背景から説明したい。非常にガバナンスが悪く、腐敗が進んだ国に世銀が関与することは、ドナーとの関係で難しいという議論も一部あり、そのような場合は、基本的に世銀が撤退したほうが良いのではないかと、という声もある。それに対して各ドナーからは、ローンとして出した援助資金が望まれた通りに使われないのであれば、確かに問題なのだが、そのような場合においても関与を止めるのではなく、ローンとは別の形で腐敗状況の改善に関与していきたいとの声もある。そのため、例えば政府部門の資材調達に透明性をどのように高めるか、あるいは腐敗の背景としてあまり言論の自由がなく、メディアが発達していない国であれば、どのようにしてその分野を発展させていくかなど、国によって違うとは思いますが、ローンを供与してプロジェクトを行うのではなく、ソフトの部分で対応していくことであると思う。

清水：

腐敗が存在する中でローンを続けた場合、腐敗を知らず支援していることになる。つまり、腐敗があったとしても結局世銀はローンを出しているのだから、相手国の腐敗を助長することになりかねない。さらに言えば、世銀から出るローンが長期的に腐敗の目的に使われることになりかねないのではないかと。

MOF 端本：

腐敗が進んだ国についてはローンを供与しない。ただし、ローンを供与しないからといって世銀が関与しないということではないということを言っている。なお、先ほど木村からクリーンエネルギーの話があったが、万人のための教育についてもプロGRESSレポートが出されているので報告する。これは2015年までに全ての子どもたちに初等教育をという目的で行っているものであり、特に初等教育を普及させるための国家戦略をつくるという形で積極的に取り組んでいる国については、そのような取り組みをサポートしようというのがファスト・トラック・イニシアティブである。これについては、長期的な視点に立った支援が重要であるので、そのようにやって頂きたいというコメントをしている。

松本：

中所得国への関与のところで、エマージング・マーケットを含んだ貸し手の途上国への債務持続性の配慮、あるいは透明性の向上ということがコミュニケに書かれており、徐々に大きなトピックになってきていると思う。また、この協議会の場でも以前にアフリカの債務を帳消しにした後に、新興国が入ってきて、貸付をしている実態がよく分からないことが大きな問題になっているという議論を行った。このあたりについて、開発委員会ではどのくらい具体的な議論をしているのか、あるいはどのような制度設計をされているのか、そのあたりについてもう少し教えて頂きたい。

MOF 端本：

今の話については開発委員会の中では直接の議論になっていない。ただし、開発委員会後のランチで、Debt Sustainability Framework が議論された。世銀としてどの程度議論しているかについては、開発委員会の場に限らずいろいろな場で議論されており、基本的には情報共有、つまり透明性がない国をなくし、どの国がどの国にいくら援助しているかを全ての国がわかるようにしなくてはならないという立場である。この点について開発援助委員会（DAC）に加盟している国については統計からわかるので、そうでない国に対しては世銀・IMF を利用して情報共有を促進していくべきだという話である。借り手と貸手の問題については、借り手の側が Multilateral Debt Relief Initiative (MDRI) といった債務救済で相当支援を受けているので、それにも拘らず持続可能性を考慮しない借り入れを過度にしていく国については、一定のサンクションが必要ではないかという話になっている。貸手の方も、新興ドナー国は基本的に世銀等からローンを受けているので、一定のサンクションが必要であるという議論になっている。以上三点から議論している。

## NGO からの討議議題

### 1. スリランカ・南部交通網開発事業（STDP）及びパキスタン・第三期チャシュマ右岸灌漑プロジェクトに関する Compliance Review Panel (CRP) のモニタリング状況について（ADB）

田辺：

スリランカ・南部交通網開発事業（以下、STDP）及びパキスタン・第三期チャシュマ右岸灌漑プロジェクト（以下、チャシュマプロジェクト）に関する Compliance Review Panel (以下、CRP) のモニタリング状況について、まず FoE の清水さんから STDP について、その後チャシュマプロジェクトについて私の方から質問をさせて頂く。

清水：

これまで CRP は、STDP とチャシュマプロジェクトについてのモニタリングを実施してきたが、今年の夏に両プロジェクトのモニタリングレポートが出た。今回は それについての議題である。まず STDP についてだが、STDP に関する CRP のレポートは、2005 年 7 月に CRP の勧告が理事会で承認されている。その後 ADB 事務局が勧告に基づいて行動指針を作成し、現在までその実施がされてきたと理解している。2006 年 7 月には CRP のモニタリングレポートが理事会で承認され、公開された。CRP のモニタリングレポートでは、ADB 事務局の勧告実施に関して一部改善が見られるものの、未だに、多くの勧告が遵守さ

れていないことが書かれている。これについては今日の配布資料の添付資料として提出させて頂いたの  
で、それを見ていただければ分かると思う。

質問 1：STDP に関する CRP モニタリングレポートの結果に対する財務省の評価・見解を伺いたい。

質問 2：勧告後事業に一部改善が見られるものの、一方で多くの勧告が遵守できていないことが CRP の  
レポートより明らかになった。遵守できていない勧告の中には、実施の遅れを原因とするものや、住民  
の移転などに関するものなど、そもそも一年間では勧告の遵守不可能なものなど様々ある。しかし、  
Specific Recommendation 3 のように、今後遵守することが難しいと思われるものもある。また EIA の  
サブリメントが出てきたのだが、それに対してコンサルテーションを実施していないなど、既に勧告の  
実施が不可能であると思われる部分がある。これに対して、ADB 事務局は、Specific Recommendation 3  
に関して今後どのような対応をとるつもりか。また、財務省のそれに対する見解を伺いたい。

田辺：

チャシュマプロジェクトはパキスタンの中央部のインダス川沿いにおける灌漑プロジェクトであり、  
ADB が融資をしている。設計不備等により洪水被害が多数生じているため、住民が 2002 年 11 月に ADB  
の旧インスペクション・パネルに提訴した。パキスタン政府と ADB は、インスペクション・パネルが調  
査を開始する前に、苦情裁定救済委員会 (GRSC) という機関を設立し、GRSC で今後の対策の検討を行い、  
その後インスペクション・パネルが調査を行った結果、政策違反が明らかになった。そして GRSC とイ  
ンスペクション・パネルの勧告に基づいて ADB がプロジェクトを実施することが理事会にて決定され、  
その実施状況を CRP がモニタリングするということとなり、8 月に第 2 回 CRP のモニタリングレポート  
が出された。ただ「完全遵守」の勧告はわずかで、ほとんどの勧告が「部分的遵守」或いは「未遵守」  
といった状況であって CRP はこの状況を「unsatisfactory」と厳しく結論付けている。だが、ADB の旧  
インスペクション・パネルへの申し立て者側からすると GRSC の設立事態が不透明であるとし、申し立  
て者は GRSC の設立に関して同意していない。それも GRSC の過半数がプロジェクト実施関係者であり、  
委員の中の被害者住民代表メンバーが被害者住民の適切な協議を経て選定されたものではないという  
現状のためである。そのため GRSC の勧告も全て正当性を持つものであるか、疑問に思うところであり、  
その GRSC の勧告でさえ遵守できていないという事は問題ではないのだろうか。

質問 3：チャシュマプロジェクトに関する CRP モニタリングレポートの結果に対する財務省の評価・見  
解を伺いたい。

質問 4：「部分的な遵守」、あるいは「未遵守」の勧告、特に GRSC 勧告 13 では運河の西側で洪水の危険  
にさらされている地域の堤防の拡張を勧告しているが、それがなかなか実施されない。また GRSC 勧告  
15 は洪水時の排水路が繋がっていないことから更に洪水が深刻化している現状から排水路の延長を  
勧告されているが、これも進んでいない。こうした現状に関して、ADB は今後どのような対応をとるつ  
もりか。また、ADB の返答に対する財務省の見解を伺いたい。

質問 5：STDP、チャシュマプロジェクト両方に関して、勧告の実施を理事会で決定したにも関わらず、  
決定された実施内容が ADB 或いは現地政府によって実施されていない現状がある。そういった事態を防

止する何らかの措置が必要なのではないか。例えば勧告の実施の期限を決め、実施がなされない場合には同国、同実施機関の新規案件凍結等、何らかのペナルティを与える措置はとれないのか？

MOF 田染：

まず STDP の質問 1 についてだが、全体としては進捗が見られる部分もある。一方で予定通り進んでいないことも事実である。勧告については非常にたくさんの項目があり、それぞれ個々の勧告に対しては状況が異なっている。今回 ADB の事務局とも話したが、スリランカ政府のアクションをフォローしつつ、勧告の内容を満たしていないものに関してはスリランカ政府と ADB が協力し今年末までに、出来る限り進展をさせるとのコメントを頂いている。

質問 2 について、指摘された Specific Recommendation 3 に関する CRP の報告の内容と ADB の事務局の認識に若干齟齬がある。CRP は ADB と JBIC が IRP ( Involuntary Resettlement Policy ) においてセーフガードと同じ基準を適用することが必ずしも担保されていないのではないかと指摘をしていたが、ADB 側としては ADB と JBIC が同じ基準を適用し、将来的にセーフカードに関連する問題が起こった時に共同で対処していくことで合意している。これは Memorandum of Understanding ( 以下、MOU ) の書き方にも問題があるのかもしれないが、両者の認識の違いがある。いずれにせよ基本的に ADB は実質的に勧告の内容は満たしているという認識であった。その後、これについて、ADB 事務局は CRP と協議を行ったところ、ADB の報告によると、現状で勧告の内容を満たしているとする点で CRP の理解が得られたとのことである。今後また CRP からの報告があると思われる。

チャシュマプロジェクトについてだが、これはかなり古い案件でおそらく当初の工事が終わっていて追加の対策を行っている段階であると認識。今回のレポートを見たところ、確かに ADB としてしっかりと対応しなくてはならない内容だと感じた。ただ、「unsatisfactory」は全体にはかかる書き方にはなっていないと認識している。ADB スタッフのセーフガードポリシー、あるいは内部のオペレーショナルマニュアルについての認識の甘さは指摘されていて、それについては ADB 内部でも既に周知されていると思うが、当方からも ADB 側に留意すべき旨伝えたい。一方で個別の項目をみると必ずしも全く動いていない訳ではなく、達成の努力は続けられている。

質問 4 だが、特に GRSC 勧告 13・15 において、洪水対策の工事が行われていないという点について、ADB に確認したところ、13・15 どちらにおいても、今年の 8 月の下旬にパキスタン政府内部の承認が降りて、現在入札手続を行っている段階であるとのこと。今後速やかに進めていかなくてはならないが、現在動いている。

質問 5 だが、様々な勧告の内容がある中で、一定のペナルティなどを設定することはきわめて難しいと個人的には感じる。ただ、ADB で新規案件を取り扱うにあたり当然その国や実施機関のパフォーマンスを考慮することになっているので、CRP の勧告への対応といったことも含まれるものと思われる。そうしたことが間接的にレバレッジになると思う。

田辺：

2002 年から 4 年あまり経っている。洪水というのは季節的なものであり、年に一度雨季には深刻になる。

なので、この洪水対策という点に対しては、次の年の雨季までに、どのような対策をするのかという具体的な対応をとるべきだと感じている。また GRSC の勧告そのものに正当性がない。というのも、GRSC の勧告は ADB や住民の取り決めによるものではなく、GRSC が半分以上プロジェクト推進者によって構成されているため、プロジェクト推進者が決めたといっても過言ではない勧告である。それにも関わらず、この勧告さえも実施できていないということは、問題なのではないか。

MOF 田染：

恐らくこれまで以前の協議会でも議論をしてきたと思うが、このような話があったことを認識しておく。またご意見があれば伺えればと思う。

後藤：

質問 5 に関して、例えばカンボジアでは、住民移転が問題になった ADB による融資事業が 7 つあった。前回の定期協議でも議題に出した国道一号線改修事業における住民移転問題の深刻さから、ADB が他の融資案件も調べたところ、同じような問題があることが発覚したのだ。そこで、ADB は、この 7 つの案件の移転問題が解決するまでは新しい案件に融資をしない、とカンボジア政府に言い渡し、レバレッジを効かせた。こういう対応は実際に可能であるということを申し沿えておきたい。

## 2. バングラデシュ・プルバリ石炭採掘事業について (ADB)

藤沼：

現在、イギリス資本の採掘会社、アジア・エナジー社がバングラデシュの北西部に位置する、Rajshahhi 管区、Dinajpur 県の Phulbari にて「プルバリ石炭採掘事業」を予定している。このプロジェクトに対し、ADB がアジア・エナジー社に民間セクター借款 (Private Sector Loan) と政治的リスクの保証 (Political Risk Guarantee) の合計 3 億米ドルの融資を検討中である。2006 年 8 月にアジア・エナジー社が提出し、アジア開発銀行のウェブサイト上で公開された Summary of Environment Impact Assessment (以下、SEIA) によると、このプロジェクトによって 9000 世帯、約 4 万人の大規模な移転が予定されていると記載されているが、一方で 5 万、15 万、47 万人と住民移転者数の様々な予測が現地新聞各社で報道されている。また、この大規模な住民移転に対し、現地の多くの住民が反対運動を行っている。2006 年 8 月 26 日には、住民 2 万人のデモが行われた。しかし、デモに参加した住民に対して、警察と Bangladesh Rifles (BDR、バングラデシュ国内の準軍事組織) が発砲し、少なくとも 5 名が死亡、50 名が負傷した。このような強い住民からの反対運動を受け、2006 年 8 月 30 日に Rajshahhi 管区知事が住民側の要求 (発砲による死者への慰謝料の支払い) を認め、アジア・エナジー社との契約を無効にすると宣言した。ところが、現時点ではアジア・エナジー社は「バングラデシュ政府から正式な契約破棄は伝えられていない」と自社ホームページで発表している。そこで、以下の 4 点をお尋ねしたい。

質問 1: 「アジア・エナジー社との契約を無効にすると知事が宣言した」との報道が行われているが、実際に融資申請の撤回は行われたのか。

質問2：移転者数が4万人（SEIA）から47万人（新聞各社報道）と大きく幅がある。ADBは移転者数をどのように把握しているのか。また、この差についてどのようにお考えか。

質問3：反対運動を行った人々に対し発砲が行われ、死傷者が多く発生している。このような事態をADBはどのように考えているのか？ また、今後ADBとしてどのような対応を取る予定か伺いたい。

質問4：我々はこのように住民の多くが反対しているプロジェクトは、少なくとも現段階では中止すべきだと考えるが、財務省の見解を伺いたい。

MOF 田染：

今回の質問を踏まえてADB側に確認をした。必ずしも十分ではないかもしれないが、出来る範囲で回答する。まず、質問1について、現在この件について政府が詳細な調査を行っている。現時点では、このプロジェクトの契約が無効になったという事実はない。アジア・エナジー社からの融資撤回の話もADBとしては受けていない。報道にあったような契約無効によるMOUの署名については様々な事件の混乱の中で、権限のない組織との間で出されたもので、これに基づいてバングラデシュ政府が何らかの決定を下すということは無い、との回答をもらった。

質問2の移転者数については、確認したところ、ADBの見解では最終的に4万～4万5千人とのこと。報道については、10倍くらいの予測もあるが、なぜそのような数値が出ているのかは分からないとのこと。

質問3だが、ADBの回答としては担当者として現地を訪問したわけではないが、報道等で、十分事件については承知している。大変遺憾であるとのこと。ただ、この事件は地元の間が中心になって引き起こされたのではなく、外部から来た活動家及び特定の団体によって引き起こされた事件であると認識している。そして彼らの過激な行動が地元の警察をパニックに陥れた結果こうした事件が起こったと認識している。バングラデシュは来年2月に議会選挙を控えている。それに関して混乱が見られ、こうしたデモ活動がさかんに見られる。今後情勢が安定する事をADBとしても期待している、とのこと。そしてADBがどのような対応をとるかについては、今後ともバングラデシュ政府とアジア・エナジー社と連絡を密にとり、最終的にはセーフガードの面もきちんと分析を行った上で検討を行う。特にセーフガード等を含め、環境社会配慮については十分な結論が出るまで継続していく、とのことである。

質問4について、このプロジェクトは中止すべきとのことだが、本件については情報が十分ではなく、一概に中止すべきかどうかをこの場で申し上げることは出来ない。ただ、ご指摘頂いたような状況を鑑みると慎重に判断していかなければならないと考えている。

藤沼：

質問2について現地NGOが幾つか指摘をしている。1つは石炭を運ぶ際に必要な道路や鉄道を造る予定があると聞いており、そうなるともた移転住民が増えるとのこと。また2つ目の指摘として、このプロジェクトのエリアの移転住民しか数に入っていないのではないかとのこと。この炭鉱建設による環境影響によって移転を余儀なくされてしまう住民がいるという可能性もあり得るのではないかと現地NGO

からの指摘があった。これに関してアジア・エナジー社が ADB に提出した SEIA の中では炭鉱の半径 5km 圏内に住む住民は 9 万 3 千人いると記載がある。もし、炭鉱が出来れば少なくとも半径 5km 圏内には水質汚染や土壌汚染による影響で住民が立ち退かなくてはならないか、つまり 9 万 3 千人程度の住民には影響があると考えられる。更に、先住民への影響は含まれていないのではないかと指摘がある。バングラデシュの政府でも先住民がどの程度いるのかという把握が出来ていないという状況であるため先住民への影響が含まれていない可能性がある。また現在 SEIA が英語でしか公表されておらず、バングラデシュの公用語であるベンガル語では公表されていない。そのため、現地住民やこの問題に関わる人々が SEIA に対する疑問を指摘できないのではないだろうか。

MOF 田染：

このご指摘について、現地の NGO から ADB の担当者に伝わっているのか。

藤沼：

現地の NGO が ADB の担当者に連絡を取り、現状のままであれば現地住民が情報を得るのが困難であることや、ADB が現地住民に対して SEIA の情報が伝えているかなどを確認はしているのだが、返事がもらえていない状況であると聞いている。

MOF 田染：

今まさにこういった評価が続けられている段階であり、こういうことを伝えて頂くのは良いと思う。

田辺：

客観的に見ると移転住民の人数が 4 万人から 47 万人という大きな幅があるわけだが、ADB が、その幅の原因が分からないということは、ADB・現地政府と被影響住民との対話が十分に出来ていないと判断せざるを得ない。ADB やプロジェクト実施者による的確な調査ができていない、或いは現地とのコミュニケーションが取れていないのではないかと感じるが。

MOF 田染：

それについては、確かにそういう面も否定できない。そういったご指摘があったということ伝えておきたい。

MOF 木村（茂樹）：

移転人数については、どこまでが移転人数に入るのかという問題は確かある。違った数字が出ることはある程度仕方のないことと言えるが、最終的に完全に一致した数字でなくても、両者の数字をできるだけ近づける努力が必要。そのためにもコミュニケーションは大切であると思う。

松本：

この件だけでなく住民移転全般についてだが、現在セーフガードポリシーの見直しの中で、OED が Involuntary Resettlement, Environment Assessment, indigenous Peoples それぞれの政策のレビューを完成させたところだと思うが、非自発的住民移転のレビューを見ると 1994 年から 2005 年の間に RRP によれば ADB のプロジェクトによって 177 万人が立ち退き住民になっていた。もちろんこれは単純に立

ち退くだけでなく、資産を失う、土地を失う、農地を失うという人が含まれており、ADB の政策上の定義としては被影響住民になるが、この人数が 177 万人いたという。ところが結果として、Project Completion Report を集めてみるとその予想より 65%も影響住民が多かったとのこと。ただ実際に立ち退く人の人数は 10%増程度の違いしかなかった。しかし問題は立ち退かないが、途中で農地を失う、土地を失う、生計手段を失う、資産を失う、こういう人たちの人数の読み違いは 150%増という結果になった。私が一番心配しているのは確かにエリアを区切り、コンセンサスをとれば立ち退き住民そのものの数というのはある程度の範囲内に収まるであろう。しかし、それによって何らかの悪影響を受ける住民の人数は想像がつかない数になるだろう。従って、ADB の使命を考慮しながら、これだけ膨大な人数に不利益を与えるプロジェクトに対して、ADB の限られたリソースを投じて行くのか、早い段階で取り止めるのかといった判断を下して、事業の優先度を決めていかないと ADB 自体の効率的な活動を妨げてしまう結果になるだろう。ぜひ慎重な対応をして頂きたい。

### 3. アジア債券市場育成イニシアティブ (ABMI) と環境社会配慮

松本：

この議題は定期協議では初めてのテーマであり、調査課の方が来るのは珍しいので、この機会に色々教えて頂きたい。MDBs、輸出信用機関（以下、ECAs）の環境社会配慮政策を議論してきたが、昨今 IFC をモデルとした民間銀行の Equator Principles というものまで出ており、このような国際開発金融の中では金融機関がセーフガードをしっかりと行うことは大きな潮流である。先ほどのシンガポールでの世銀・IMF 合同開発委員会の議論の中でも出されたが、新興市場国等、これまでの国際的枠組みに入っていない国が途上国に対して積極的に融資を行う時代に入ってきている。これまで我々が行ってきたような MDBs のセーフガード、あるいはコモンアプローチ、Equator Principles からは外れる資金源が非常に増えている。そのため、途上国の市民社会側から見れば今までとは違うタイプの資金源によって支えられた事業が自分たちの生活を脅かすのが最近の傾向である。この協議会でも何度かこのような議論を行ってきたが、財務省は、MDBs や ECAs が持っているセーフガード政策やコモンアプローチを弱めるのではなく、新しいドナー国、融資機関になった国、機関がそのような国際間の取り決めの中に入って協調していくことを支持する、という姿勢だと理解している。

そこで、アジアに目を投げると、最近伸びを見せているのは債券市場である。もともとアジアの豊富な預貯金を活用して開発にまわそうという目的で始められたイニシアティブだが、債券市場が発達しベトナムやタイで資金を調達し、様々な事業にお金を振り分けていくことは当初の目的に沿っている。つまり、このイニシアティブが上手くいっていると判断もできるが、その一方、今まで積み上げてきたセーフガード政策とは相容れない、市場から資金を調達するメカニズムになる。従ってアジア債券市場（以下、ABMI）が広がるにつれ、セーフガードの厳しい MDBs や ECAs ではなく、セーフガードなどに干渉されない機関から資金を調達するという流れが出来てくる。

具体的な例としては、ラオスのナムグム 2 ダムの計画がある。615 メガワットで、比較的大きな事業である。世銀で論議を生んだナムトゥン 2 ダムが 1080 メガワットであり、その約 6 割なのでかなり大きい事業である。山岳民族、中高地ラオと呼ばれる民族が 5500 人ほど立ち退きを迫られ、ナムグム川の魚の回遊が妨げられ、漁業に影響があり、また水質汚染などが現段階では懸念されている。このダムに

ついて、報道によれば、ラオスの電力公社は ABMI の枠組みを使い、11 億パーツの債券を発行し、タイ輸出入銀行が保証をするという発表をしており、これに対し日本の企業が発電設備を受注したと言われている。ラオスの通貨はキープだが、隣国タイの通貨で債券を発行し、それをタイの輸出入銀行が保証する。私の理解としては ABMI というのは、何か機関があってコントロールをしているのではなく、彼らがいくら ABMI のメカニズムを使っていると言ってもそれが「ここにある」というものではない。その一方で日本がかなりのご入れをして、債券市場を作るイニシアティブを発揮している。私の知る範囲では債券市場を全面に出した大規模ダム計画の資金調達はこれが初めてである。ラオスを見れば、昨年定期協議会で議論をしたが、議論を重ね、最終的に世銀や ADB が融資し、ポリティカル・リスク・ギャランティを決め、建設が始まったばかりである。このダムをどう運営していくか、またそこから出てくる外貨をどうやって貧困削減に回すか、ラオスの財政制度、税金制度全てをしっかりと見ながら世銀自身も責任を持って見ていくといわれてきた案件である。この案件が始まったばかりの時期に、このダムの約 6 割に匹敵する大規模ダム事業は債券市場から簡単に資金を調達し、簡単に作ってしまう方向になっている現状がある。民間の自由な市場であることを承知した上で、あくまでプロセスから来る ABMI が持つ公的な部分を踏まえた上で、質問が 2 つある。

質問 1：こうした資金調達のルールに環境社会面での対策をとることを担保する仕組みを導入するということはできないのか。

質問 2：ABMI の中で、決済システム等を勉強しているように環境・社会配慮やアカウンタビリティを確保する仕組みと一緒に ASEAN + 3 やそういった枠組みの中で議論・研究することはできないのだろうか。

MOF 細田：

まず、アジア債券市場育成イニシアティブについて。ABMI はアジア通貨危機以降に問題意識を持ち始まったアジアの中でのイニシアティブを持っている。その時どうしてアジア通貨危機が起こったかというところ、タイがアジアの資金のファイナンスを欧米の金融機関からタイの資金で調達していた際、そこで問題になったのが一つはドルで調達していたことから生じた通貨のミスマッチ、もう一つは短期で資金を調達し、長期で運用していたという期間のミスマッチである。この「二重のミスマッチ」が通貨危機を招いた。これらの問題意識をもって、それをどのように解消するかを考える。自国の中で資金を調達すると、長期の現地通貨建ての資金が取れるようになり、長期のプロジェクトに対応すると思うので、そのような意味では ABMI の発展というのは、二重のミスマッチの解消に繋がるのではないかと思われる。特にアジア諸国の貯蓄率は高い。それをどうしてアジアの中で管理していかないのだろうか？ということになり、アジア債券市場イニシアティブが 2003 年くらいに出来た。これは ASEAN + 3 の財務大臣会議の中で色々議論した。これについては先ほどのお話にもあったように、何か国際機関があるのではなく、各国の会計制度や市場を技術的に発展させるためにはどのようなことが考えられるか、どのような事が問題になっているか、を議論し、こうした活動を通じて、アジアの債券市場を発展させる取り組みをしてきた。それと先ほどから言われている開発との関係になると、どのような開発の観点からのアプローチの方法があるかという事になるが、1 つは各金融機関が責任を持って行動する、特に市場の参加者に対して社会的に認識してもらおうという事である。又 ABMI に何か出来ないかということ、マーケット自身に働きかけをして規制するというアプローチをすることになる。市場参加者に対するアプローチなのか、

それとも市場そのものに対するアプローチなのかの違いがある。市場参加者に対するアプローチは既に行われているが、市場に対するアプローチというのは、基本的に市場というのは規制がない中で活動してこそ、市場としてのメリットが生きてくるので、そういう意味ではなるべく規制がない方がいいだろう。そのような観点からすると、市場の参加者にしっかりと働きかけをすることが重要である。ましてやアジアの債券市場はまだスタートした段階であり、これから発展する段階で規制するというアプローチが果たして本当に良いのか？発展段階での市場へのアプローチは慎重に考えるべきだと考えている。

松本：

経済学的にはそうであるが、現実を見れば、例えばベトナムで JBIC が 2 億円かけて調査したターチャックダム案件は JBIC が持つ新しいガイドラインの中でいろいろ求められ、その結果としてベトナム政府はベトナム国内で債券を通じてダムの調達資金を調達するという方向に進んでいる。このロジックは、選択肢が色々あるという点で新興市場国に資金を求める国のロジックと極めて似通っている。先ほどの開発委員会での議論の中にあつた Debt Sustainability Framework の話など、開発委員会の中では環境配慮の議論はされていないが、我々としてはその部分のスタンダードが非常に重要である。それを考えれば、どちら側から見ると。今までの開発資金の流れの中にプライベートな資金を誘発し、そのような触媒機能を付加していくことで起きている現象を、意図を持って成長させてきた側がどのように考えなければならぬのか。そのような視点から見ると、先ほどの回答とは違った視点での見方ができると思う。純粋に経済学的に市場がどうあるべきかという原則論とは違う視点から見ないと、市場の発達の方法、また発達させようとした意図、起きている各国のインセンティブを見なくては行けない。「規制を」ということではなく、「ほっといて良いのか？」ということだと思ふ。もっと言えば、「債券市場が発達すれば、規模の小さい ADB はいらないのではないか？」という議論になりかねないのではないかと思う。そのようなことを含め、どのように考えるのか？その考えの一つとして環境社会配慮をビルトインすることはできないのか？また、懸念や関心を共有してもらいたいということと、思い切った規制はできなくても、このままでもいけないのではないか。というスタートラインに立てるかどうかが、立った上で何が出来るか、という 3 段階を共有できるかどうか、思うところがあったら聞かせて頂きたい。

MOF 木村（茂樹）：

非常に良い議論の種を提供して頂いたと思うし、基本的な問題であると思う。「開発援助とは何か？」という部分に立ち返る問題だと思う。つまり、ADB にせよ、世銀にせよ、何故存在するのか？特にローンということに関して究極の目的は何か？例えば世銀の設立協定の中で、世銀のローンは世銀でなければ提供できない、普通のマーケットには資金の取れない所に意義のある資金を提供するために世銀ローンがあるという概念設定がされている。それに基づいて長期融資の話がなされている。今回の開発委員会でも、各国が経済を順調に発展させていき、最終的に卒業することは祝福されるべきことだという意見がヨーロッパを中心に、日本政府もある。そうすると、最終的に目指すところは少なくとも資金の用意の面から見れば自分で何とかできるようにするという方向がある。そのような観点から見ると、せっかく自分たちで資金を調達できるのに、「それはダメ」とは言い辛い。しかし、それだけではいけないというのも事実で、開発金融機関というのはローン機関だけではなく、ナレッジセンターとしての技術協力の機能もある。それは自前でなんとか開発するにしても環境に対する配慮、どのようなセーフガードを設けたら良いのか、それ自体はまさに技術協力が必要となる。今後、目指す方向としては特にアジア債券市場構想があるかどうかに関わらず、アジアのように順調に発展している国のローンの需要が細

っていき、自分で資金を調達するようになると思われる。そのような場合に ADB や世銀が力を入れるべきことは独自に資金調達しようとしている国に対して、きちんとしたセーフガード、制度設計、環境に対する配慮ができるように支援することが一番大切である。ともすれば発展途上国では環境に対する配慮がネガティブな価値だという捉え方があるが、それも変わってきている。例えば、中国は経済成長一点張りで来たが、今回の第 11 次 5 ヶ年計画において環境に優しい社会、将来社会を国の顧問経済委員の運営コピーにしている。つまり、中国も段々環境に意識が向いてきている。このように、自分でやることは自分でやるのが方向性としては正しいと思う。また、ABMI の枠組みで行うかは別として、きちんとした環境に対する配慮は必要であり、自分で環境社会配慮を行うならば、そこはきちんとした支援をしていくことが必要であるし、ローンを出すのであれば、環境アセスやストラテジーもある。「自分で実施できるようになるためにも、あなたたちは環境に対する配慮をしていくべきだ」ということが環境アセス・ストラテジーなどでも議論されていくと思う。もう一つ、技術的な問題では債券は、「何のために出しているか分からない。例えば、日本国の債券は我々の給料にもなっているし、橋にもなっているし、年金の支払にもなっている。証券化のような形で特定の目的があって発行されたのであればはっきりしているが、かなりの場合は一般財源歳出なので、そのお金がなんのために使われたか分からない。関連付けが難しいということがローンと著しく違うところであると思う。

松本：

2 点あるが、木村課長の言われたことは正論としては受け止められるが、私が気にしているのは実態としてはどのような影響を与えているかに懸念を持っている。例えば JBIC が言うには、債券市場で資金調達されたら JBIC は勝てないということである。ベトナム政府が JBIC から借りると言っていたのに、ガイドラインがどのと言っている間に債券市場からお金を調達した。木村課長と JBIC が同じ考えであつたら良いが、JBIC はまだ貸したいと思っているのに、別の借り手のところに行ってしまうベトナム政府に嫉妬のようなものがあり、だからガイドラインが悪いとガイドラインを問題にする。ABMI が拡大する中で、今後、このようなことがますます起きてくるのではないかと私は懸念している。そのような声は、実務者レベルの中では多くあり、2 年間かけてベトナム政府を説き伏せた人たちはそのような思いを持っている。そこをどうお考えになるか、それが与える悪影響というのは必ずあると思うので、それをどうクリアするのか。その上で今言っていたような、「自国が自分たちで資金調達出来るならそれがいい」という原則に持っていけるかといった点で、今の時点ではその原則だけではいけない気がしている。もう一つは確かに民間による自由な活動ではあるが、ABMI の形成において商品開発にせよ、決済の方法にせよ、色々な問題など難しいことが起きる可能性が ABMI の中である。本来民間であれば最も資金と時間を費やす商品開発やシステムづくりにおいては政府がやってきており、そこに日本もコミットしている。そこではお膳立てのような公の議論の場を提供しており、例えばダイアログで環境社会面や今までニーズでやってきたことや、ECAs が考えていることの整合性をダイアログで良いので、ASEAN + 3 のような場でもう少し議論を深め、それぞれが自分の国の制度としてそのようなものを行うインセンティブが生まれるような雰囲気作りを可能なレベルですることが重要であると思う。

田辺：

債券の世界ではこのような取り組みは行われていないと思うが、森林などでは FSC (Forest Stewardship Council、森林管理協議会) の森林認証制度、海洋生物であると MSC (Marine Stewardship Council、海洋管理協議会) の認証制度などが徐々に進んでいる現状があるが、市場が必ずしも何も管理できないの

ではなく、政府としてはそのようなイニシアティブを持つことはできるだろう。京都メカニズムで CDM というメカニズムがあるが、これも実際に CDM が発行されるときには理事会が実際に CDM を認証するわけで、そのような形で第三者の認証を入れることで信頼性を高めるといことが現実的にできている。そのような形でのオプションというのは考えようにはあるのかと思う。

MOF 木村（茂樹）:

アジア債券市場育成イニシアティブで、JBIC が保証をつけているケースもある。このようなケースでは、JBIC が保証をするに当たって一種の認証をするのも 1 つの手だとは思。今の話をきいていると、物の世界で認証といった話であったが CR(Corporate Responsibility) というのがある。それは例えば特に投資信託といった話であると環境案件に対し集中的に投資していく、それは投資家にとって今以上の一種のバリューを発する一定の形をとる。そのような形は金融の世界でも一定の形を保てば、可能ではあると思う。ADB や JBIC、財務省という機関をそういった意味で活用していく姿勢が私たちには必要だと思う。それを実際どういう形で資金面について発現させていくかという話が技術的障害として出てくる。

#### 4. OECD コモンアプローチ改訂について

神崎:

FoE Japan は JACSES やメコン・ウォッチと共に JBIC のガイドラインの改訂などに関わってきており、そのベースとなったコモンアプローチが改訂されているとのことで、関心を持ってきている。5 月にパリで開催された CSO (以下、市民社会組織) とのコンサルテーションにも参加し、その後、藤岡さん (財務省) と話をした。

コモンアプローチ改訂に際し、このアプローチは単なる手続きであり、具体的にどのように配慮するかについては、「基本的に国際機関の基準をベンチマークする」としており、その他の件については、輸出信用機関がどのように環境社会配慮の手続きをするかに終始している。コモンアプローチにもある通り、コモンアプローチが環境影響を特定し、評価するための共通アプローチであるとするならば、それは仕方がない部分もあるかと考えているが、6 月の時点では、基準を具体的に入れた形のコモンアプローチを作成したらどうかという観点から話をした。輸出信用グループ (以下、ECG) では、今年いっぱい改定作業を終了し、新しいものを公表する意向があり、秋に議論が活発化すると聞いている。前回の会合から 4 ヶ月が経っているため、その後の進展について聞きたい。また、コモンアプローチが手続きであるということを踏まえた上で、私たちは、その手続きが被影響住民や地元 NGO にとってより情報を入手しやすく、また意思決定のプロセスに参加する機会が増えるような方向で改訂されることを目指す。前回の 6 月に表を提出し、具体的に情報公開やモニタリングを含む透明性の向上、住民の意思決定プロセスやモニタリングへの参加の点から幾つか項目をあげた。これを踏まえ、本日は 4 つの質問をあげる。

質問 1: 秋頃に議論が本格化すると聞いていたが、5 月以降、ECG でどのような見直しが行われたか、また今後の予定をお聞きしたい。

質問 2: 5 月の際に、NGO 側からもう一度 CSO とのコンサルテーション開催の希望が出され、何人かの政府関係者からも支持を得たが、再度の CSO とのコンサルテーションの開催はあるか。

質問3：(提出資料に記載した)各項目について、その後、ディスカッションがあったと思うが、ECGではどのような考え方が主流か。

質問4：同項目について、国際交渉のため具体的な話はできないという場合には、財務省としての考え方をお聞きたい。

MOF 栗原：

基本的に考え方は共通していると思う。環境ガイドラインは輸出信用機関、実施者だけではなく、CSOs等をインボルブしていくことが大切であり、透明性の向上を重要事項と考えている。質問の4つの点について、これまでの議論は、5月のCSOsとのコンサルテーションを受け、いろいろなレベルで議論し、9月のECGで年内にまとめるという方向で合意している。9月(前回)の段階では、時間が限られていたこともあり、意見の集約は見られなかったが、各国から出た意見を踏まえ、議長が議長案を作成、公表し、それを基にCSOと意見交換をする機会をもつ。ただし、一緒にというのは時間的に難しいため、先の会議では、10月の半ばまでに議長案を作成し、それを基に各国がCSOと議論した上で、それを持ち寄り、11月の半ばに最終的な合意を図るという予定になっている。すでに10月半ばだが、今日時点ではまだ来ていない。来週ぐらいまで様子を見る。直接関係者に議長名でレターをつけて送られるかもしれないが、それはあくまで議長の取りまとめであり、メンバー国が納得したことではない。

神崎：

議長案ということは、議長の裁量による考え方が多く含まれるのか？

MOF 栗原：

前回はとにかく時間が無く、各論点についての各国の意見を取りまとめるまでには至らなかった。恐らく今回議長から出てくるものは、その旨の、「議長の責任でまとめたもの」というレターがついて出てくると思うので、そのようなものとして見て頂き、報告が出ているので、それを参考にしてご意見を言ってもらいたいと思う。

神崎：

それは一般に公開という形ではないのか？

MOF 栗原：

前回コンサルテーションに来て頂いた所に、電子メールかFAXで報告しようと考えている。質問の3つ目についてだが、今申し上げたようにECGの意見がまだ集約されていない。その為、具体的にどうかは、申し上げられない。財務省のポジションの中で、ある程度は具体的になっている。では、具体的にいくつか質問項目を頂いていたが、1つずつ答えていきたいと思う。

まず、情報公開の問題だが、質問1については情報公開の重要性は認識しており、他方で相手がある話であり商業上の機密があるのだが、なるべく情報公開を広げる方向で進めていきたい。実際どこまでや

ったら良いかは、各国、各案件によって若干異なってくる。ただ、大きな方向性としては、このアプローチができた当初からこれまでの経験を踏まえて、広げる方向性であるということは間違いない。質問2は、「環境関連情報が多言語で存在する場合には全て公開する」という項目を挙げているが、全部とは限らないが環境アセスメントの報告書案については、プロジェクトを行う国で一般に使用されている言葉での公開はしている。ただその際に仮訳を英語などでも作るのだが、あくまでもそれは仮だという事であり、言葉や内容にも問題があるため、正式に認められたものではない。そのため、それを公開するというのは多少問題がある。質問3は環境社会関連の情報公開期間の延長についてだが、現在のコモンアプローチの30日から更に長くという提案だが、ここで問題となるのは輸出者の負担増加にもなることを考慮されなければならないと考えている。ただ、JBICでは原則カテゴリーAのスクリーニング情報については現在30日となっているが、今後45日程度確保することを目標に努力している。質問4の、全てのプロジェクトの環境社会影響に応じた分類の公表、また分類された理由の公表についてだが、わが国は全てのプロジェクトについて分類の公表を行っており、各国にもわが国のアプローチを見習うよう積極的に働きかけたいとは思っているが、OECDはコンセンサスが原則の機構であるため積極的に日本が模範を示してはいるものの、国によっては様々な事情から公表が出来ない国もある。引き続きこれについても尽力していきたい。質問5の、環境レビュー結果及びモニタリング報告書を公開すること、という点についてだが、環境レビューの結果の公開については、既に我が国においては実施している。他の国にもこうした公開を行うよう積極的に働きかけていきたい。またモニタリング情報の公開だが、これに関しては情報公開の主体はプロジェクトの実施者なのでプロジェクトの実施者に積極的に公開するよう働きかけていくことが必要だと感じる。

次にモニタリングについてだが、モニタリングの主体はあくまでプロジェクトの実施者なので、ECAの役割はモニタリングが的確になされているかを確認することであるという原則は理解頂きたい。ただ、現行のコモンアプローチについては、モニタリングについては一切記載がないので、プロジェクトの実施者がしっかりとモニタリングを行うという点において、何らかの記載を設けることが必要であると感じている。次に被影響住民のコンサルテーションと参加という事についてだが、わが国においては、JBICのガイドラインでは、非自発的な住民移転や生計手段を喪失するような影響を受ける場合には、十分な補償や支援がプロジェクトの実施主体者によってなされなければならない、となっており、これについてもモニタリングを通して確認される必要があると考えるのでECG全体として影響に配慮がなされることが望ましいと考えている。そして「ECA自らが被影響住民と直接協議すること」に関しては、原則として協議の主体はプロジェクト実施者であることはご理解頂きたい。ただ、必要に応じてJBICは直接被影響住民の方と協議を行っているし、できれば各国もこのような態度を取ってほしいとは考えている。次に、先住民族が影響を受ける場合の「Free Prior Informed Consent(十分な情報に基づく事前の自発的同意)」を確保することについてだが、わが国においては事前に十分な情報を開示した上で協議を行うという方法で行っている。その事も含め、先住民族に対する影響についての配慮はなされていると考えている。そして採掘セクターの歳入と契約の透明性の確保についてだが、「ロイヤリティ、税金、利益分配など採掘セクターによるホスト国の支払いに透明性を確保するよう借入人に要求すること」とあるが、この点は、かなり具体的な部分であり、実際ビジネスに関する範囲まで踏み込んでしまっているので、商業上の機密という観点から言うと正直難しい問題なのではないかと感じる。遵守メカニズムという点について、「各ECAで遵守メカニズムを設立すること」に関しては、ご承知のように異議申し立て制度を導入しているのは日本だけであるし、第三者機関にさせるということだけを見てもカナダがモ

モニタリングに第三者機関を入れているということだけなので、日本としても遵守メカニズムを入れてはどうかという提案もしているが、制度的にそこまで含めるのは各国間との交渉などを含めかなり大きなステップとなる。望ましいことであるという認識はしているが、これまでの協議を踏まえると、現状としてそこまで至るのは難しいと感じる。少なくとも、日本が率先して遵守していくための何らかの措置を導入した形を通じ改訂できたらと考えている。

神崎：

多くの部分で、私たちの認識と同じ認識をお持ちであることが分かり安心した。ただ先住民族に関しては、後ほど木村（真希子）さんからコメントがあると思う。私からはモニタリングについて1つお聞きしたい。確かに事業主体者が一義的にモニタリングを行うということは私も把握している。例えばJBICの場合、フィリピンのサンロケダムプロジェクトにおいて、もともと被影響住民だと認定されていなかった砂金採取者の問題に関して、JBICは定期的に現地に行って自らモニタリングを行っている。しかし、そのモニタリングはどのような手法でされているのか、また何をモニタリングされているのか、その結果どのようなことが分かったのかに関しては全く公表されておらず、私どもも何度か直接会ってお聞きすることはあっても、まとまった文章で拝見できたことが無い。他のECAが問題に関してどのくらい自らモニタリングしているのかは分からないが、JBIC自身が行っているモニタリングに関して透明性をもって頂きたい。その辺りはどうお考えか。JBICの話になるかもしれないが、一般的にECAの観点からお聞きしたい。

MOF 栗原：

JBICは良く取り組んでいる方だと思う。各国のECAといっても小さいところも多く、マンパワーがない、その中でモニタリングまで手が回らないのが現状である。JBICも前向きにやろうとしているが、リソースの問題がある。問題があるということであれば、ある程度人員を割くだろうが、やはりプロジェクトに実際タッチしている訳ではなく、モニタリングはプロジェクトの実施者が行うのが効果的であり、内容も分かると思う。そこでECAとしてはモニタリングが効率的に行われるようにやっていくのが効果的だろう。最初にプロジェクトの計画を審査した段階でしっかりモニタリングすることが大事だと思う。そこは、もう一度、ECAがプロジェクトの実施者と同じレベルでモニタリングすることは、現実的にも難しいと思う。

神崎：

逆に、実施主体者と違う視点、立場だからこそ、JBICがどのように見ているのかを知りたいという思いがある。

MOF 栗原：

視点が違うから違った問題点が見えるという指摘はよく分かる。JBICもそういう意識でやっていると思う。プロジェクト実施者はプロジェクト全体の中で、どうしてもプロジェクトを円滑に進めていく事もあるので、どうしてもいろいろな部分で疎かになりがちということはある。そこでECAがきちんとチェックしていくことで、そのチェック機能をどのように有効に働かせていくかが問題であり、仕組みの作り方ではないかと思う。

木村（真希子）：

先住民族が開発に関して一番強調するのは、FPIC、自由で事前の十分な情報を与えた上での合意である。JBICのガイドラインでは、合意を得るよう努力をすとなっている。これはやはり、合意を得る努力をすということと合意を取るということは違う。色々な場所の先住民族たちの伝統的な土地においてダムなどの大規模プロジェクトが行われるケースが多いわけだが、色々な所で合意を得られないどころか現地の人たちに十分な情報が伝達されないままに進んでいくというのが非常に多い。実際に国連関係の先住民族関連の部会などで、先住民族に対しては、合意を得るということは不可欠なのではないかという議論がある。それを踏まえて、まずは得るよう努力するところから合意を得なければいけないとするべきではないかと思う。

MOF 栗原：

一般的に FPIC と言った場合、コンセンサスではなくコンサルテーションということで、一番大事なのは、もちろん合意が得られるのがベストである。しかし、コンサルテーションが行われない場合も有ることを考えれば、100%合意が得られるということよりも、コンサルテーションをしっかり行って、透明性を確保することで、どのような議論が行われたか、例えば自治体のいろいろな問題点を議論し、それを総合的に判断した上でプロジェクトを進めるか進めないかの判断がなされたかということが大事である。つまり実際に各国の事情があり、いろいろな条件を考慮し、もちろんその中に先住民への影響があると思うが、その中で全ての案件に関して同意を求めることより、プロジェクト全体、ある国の全体の利益を考慮した中でプロジェクトを進めると判断がなされた場合は、もちろん補償の問題等は別にあるとしても、その部分にまで100%同意を求める事は難しいと思う。その際に、コンサルテーションを行った上で、そのプロセスをオープンにしていくことが大事ではないか。

木村（真希子）：

まず、FPICのCが、コンサルテーションかコンセントか、ということに関しては、実際、世銀がコンセントだったものをコンサルテーションに変えてしまった。先住民族側としては、骨抜きにされてしまったという経緯があることを理解してほしい。モニタリングとおっしゃったが、なぜ、国際金融機関やJBICがそのように変えてきているのか、そういった要求がでているのかを考えると、まず一つは、いろいろな国で先住民族の人たちが、独自の土地権や資源権を持っていた。現状としても持っている事が多い、それを合意なしに奪う事は人権侵害となる。全体の利益とおっしゃったが、少数民族の場合は非常にプロジェクトの利益を得にくい場合が非常に多い。ただ、全体の総合利益で判断して、先住民として自由に十分な情報を得た上で合意が得られないケースは、人権侵害であるということは国際的な基準となりつつある。現に、国際人権規約を参照して、日本の二風谷ダム裁判でそのような判断が出ている。そのようなことがあるので、コンセントと言っている。もし、先住民族の合意が得られないのであれば、現在のプロセスはほとんど人権侵害の上に成り立っていると判断せざるをえない。そのところを国際機関から指針が出ているので考慮して頂きたい。

MOF 栗原：

JBICに関しては、同意を得られるよう努めねばならないとしており、実際には、先住民族の方の同意を得る方向で進めているし、先住民族への影響への配慮は重要であると思う。しかしこれは議論していくと、国際機関の考えに則っていくことよりも、基本的には先住民の合意を得るような方向に進めたいと思うが、そこをオフィシャルに同意が得られるまでコンサルテーションを行うとするのは難しいとい

う現実的な問題がある。おっしゃるように同意を求めるように努力していきたいし、ECGの中で、積極的な方向になるように検討して議論していく。むしろそれが日本の基本的なポジションである。そのような方向で行っていくという意味では、近いかと思う。

神崎：

4番の採掘セクターの歳入と契約の透明性の確保についてだが、うまくいっているかは別の話として、世界銀行とイギリスのDFID、各国の幾つかの政府、採掘の企業、特に石油企業が連携して、The Extractive Industries Transparency Initiativeが行われている。このイニシアティブに対して、現在、ECAのスタンスもしくは関与はあるのか。もしご存じないのであれば、世の中の流れがそのような方向なので、注視して頂きたいと思う。

## 5. サハリンII石油天然ガス開発における環境社会配慮について（EBRD、JBIC）

村上：

FOE Japanは、1998年頃からサハリン石油天然ガス開発プロジェクトの環境問題に取り組んでおり、私で既に4人目の担当者となっている。ここにきて、ロシアの天然資源省が9月18日にサハリン第二期工事に関して事業承認を取り消すと言っている。それは環境保全措置が十分に取られなかったためである。今現在、10月25日まで環境調査が行われると聞いている。この事業が絶滅危惧種の野生生物に与える影響、パイプライン建設が森林や河川生態系に及ぼす影響、掘削リグやプラント建設が海洋生物系に及ぼす影響、また日本にも影響してくる油流出など様々な問題点が内外から挙げられているが、今回は天然資源省監督局が指摘している問題の中からも、環境法規違反について中心にまず質問し、その後プロジェクトにおいての違法行為に関して議論したい。

質問1：今回の承認取り消しに至った過程で、指摘されている環境法規の違反内容を財務省が把握している範囲でお聞かせ願いたい。

質問2：7月25日から既に環境調査が行われているが、その第1回目のレポートの中で掘削リグ「モリクパック」から許可値を上回る排水が確認された。これはロシア連邦水典法の要件に反していると指摘されているが、これは第一期工事で設置されたリグであり、既に第1期工事で融資をしているEBRDやJBICはこれらの問題を事前に把握していたのか、お聞きしたい。

質問3：8月21日から25日にかけて陸上パイプラインの査察が実施された。その過程でパイプライン並びにアクセス道路建設に伴う違反やパイプラインルート並びにアクセス道路が水流を交差する際の道路建設に関する違反、土壌の保管場所建設に伴う違反がいくつか指摘された。これまで第二期工事の融資審査の過程でEBRDとJBICは現場の環境実査を複数回行っているが、このような現地法違反の可能性があったことを把握していたのか、お聞きしたい。

質問4：これまで現地のNGOなどが繰り返し指摘していたパイプライン建設による、河川への土砂流入に限らず、今回ロシア政府の指摘ではパイプライン建設によって侵食等が進むことでパイプラインが破裂する可能性があり、それを放置すれば人命に被害が生じるのではないかといった警告があったという。

現地法（ロシア法）の違反があったことは事実であり、自然生態系に及んだ重荷は計り知れないものと思われるが、そうした状況は EBRD や JBIC の環境ガイドラインを遵守していないと考えるが、財務省の考えをお聞きしたい。又この開発は日本が自主開発と位置付けている事業であるが、こういった事態になり、関係省庁としてどのような対応をお考えかお聞きしたい。

ロシアの天然資源省は今後パイプライン建設の再開は「全ての環境要件を満たし、科学者や独立系環境団体と協議の上、プロジェクトの見直し後に工事の再開を可能とする」と表明しているが、日本政府としてこうした位置付けの開発、あるいは日本が環境影響を受ける開発において、今後何らかの環境問題の検証並びに対策などを協議、検討されるお考えはあるかお伺いしたい。

MOF 内田：

質問 1 について。今回の事業承認取り消しが既に発行されているか否かは定かではないが、承認取り消し決定の理由については、ロシアの天然資源大臣から、当地の環境問題が主な理由であるとの発言があったと承知している。天然資源省が主張している違反内容の詳細については把握していないが、天然資源監督局が今回の事業承認取り消しに先だって提起した事業許可取り消し訴訟に関しては、監督局の発表によると、サハリンエナジー社が違反したと主張されている点として、原油やガスを採掘するプラットフォームのモリクパックから許可値を上回る排水があったこと、陸上パイプラインが通過するルート周辺部において土木工事に伴う土地の浸食等を防止する十分な措置が取られていないこと、という二項目が掲げられている。天然資源省による今回の事業許可取り消しにおいてもこれらの点を踏まえてなされた可能性があると思われる。質問 2 について。モリクパックからの許可値を上回る排水といった点について、JBIC によれば JBIC は排水に関してサハリン フェーズ 1 のプロジェクトのレンダーであるアメリカの OPIC 及び EBRD とともに、サハリンエナジー社に対し適切な処置を講ずるように指摘すると共に、サハリンエナジー社の対応を促したとのことである。ただし、当局との関係で、モリクパックからの排水が問題になっていたという事実は確認されていないとのことである。つまり、直接天然資源監督局からサハリンエナジー社に対して、モリクパックからの排水が問題として指摘されていたということは確認されていないということである。

村上：

JBIC として現地のモニタリングをする過程で同じような問題は認識していなかったということか？

MOF 内田：

モリクパックからの排水に関しては、先程も述べたようにサハリンエナジー社に適切な処置を講ずるよう指摘しているということである。

村上：

以前から？

MOF 内田：

然り。この問題についてはテクニカルな面もあり、現地法令防衛の解釈、適用等の問題もあるので、JBIC としては正確を期すため直接お答えたいとの意向を示している。JBIC からは真摯に対応するとのことである。

あり、より詳細な説明が必要ならば直接 JBIC にお問い合わせして頂きたい。

MOF 吉田（修）：

EBRD にも確認した。事前に把握していたかどうかについては、事前ということの詳細を確認する必要があるが、第 1 期工事は EBRD の理事会で 1997 年 12 月 16 日に承認されている。それ以前ということはもちろんないが、その理事会で承認の後で、融資機関としてプロジェクトのフォローアップの一環として現地法令を遵守しているかどうかのレポートをサハリンエナジー社に義務づけていたとのことである。許可基準を満たしていない事実があった場合には、サハリンエナジー社がレンダーに報告する義務が生じるようになっていたようだ。さらに現在問題になっているモリクパックからの排水量と質の点で、その基準については、毎年の取り決めで合意されているようであり、1998 年から 2005 年までの間に何度か基準値を上回っていたということは認識していたとのことだ。この問題について、EBRD の事務局とサハリンエナジー社で議論していた。また EBRD の事務局によると、この基準値を上回っていたのは主に量が上回っていたとのこと、質の問題があることは少なかったとしている。

MOF 内田：

質問 3 の陸上パイプライン関連の問題についてだが、JBIC によれば、ロシア環境監督局の調査報告書の内容については、現在、事業者に事実関係を確認中であるとのことであるが、JBIC は陸上パイプラインやアクセス道路の建設に伴ういくつかの問題点については、過去の実査等で把握しており、これらの点についてサハリンエナジー社に対し改善を求めているとのことである。また、サハリンエナジー社は、これらの指摘事項については現地法違反という認識はなく、必要な手続き等もを踏まえて行っているとのことであるが、JBIC はこの内容を確認中とのことである。

MOF 吉田（修）：

EBRD にも確認したところ、EBRD の環境専門家、独立した専門家がロシア政府及びレンダーの要求のもとに融資要請があった 2003 年 6 月の後、3 年間にわたりプロジェクトをモニタリングしてきている。今回の土砂のような問題が生じた場合には、EBRD を始めとするレンダー側が適切な処置を行うよう、サハリンエナジー社に対して申し入れてきた。また、折に触れて、レンダー側の代表者がロシア政府の当局者とも会合を持ち、生じている環境問題について協議を行ってきた。

MOF 内田：

質問 4 の当省の考えについてだが、当省は環境の保護が重要な問題であることは十分認識しており、JBIC や EBRD 等の融資機関は、それぞれの環境ガイドラインの趣旨をふまえ、本プロジェクトに関し引き続きサハリンエナジー社による適切な環境社会面での配慮が行われているかの確認を行っていくべきと考えている。ロシアの国内法を遵守することは当然であるが、ご指摘の環境被害に関しては、現時点において、サハリンエナジー社による現地法違反があったかどうか、また仮に違反があった場合の程度に関する事実関係は必ずしもつまびらかではなく、当省としては引き続き JBIC や EBRD を通じて、まずは事実関係の把握に努めていきたい。質問 5 の関係省庁の連携については、当省では、これまでも個別の問題について経済産業省や外務省と連携を取り合い情報収集等しており、また、状況に応じて海上保安庁や環境省とも連絡を取りながら情報共有しているところである。今回の事業の環境問題については、JBIC 及び事業者等を通じて、現地法令を遵守しているかとの観点から、陸上パイプライン部分に限らず、

事業による環境影響に関する状況・事実関係を適切に把握するよう努めるとともに、引き続きロシア政府による環境調査の状況等をフォローし、事実関係の認識に隔たりがあれば指摘するなどして、今後も適切に対応していくことが重要であると考えている。

村上：

法律違反であるかの判断がまだクリアではないということで引き続き、確認しながら調査を続けていくということかと思う。既にご覧になっていると思うが、現在ロシア政府が指摘している事がどのようなものか、例を示す写真数枚持ってきた。例えば、アクセス道路の建設にあたって深刻な地すべりや侵食が起きており、大量の土砂が河川に流出している。中には対策が講じられていないものも多々確認されている。他には、パイプライン建設に必要な道路が水流を交差する場合にやはり十分な対策が講じられておらず、水質保護ゾーンに大量の土砂が置かれているような例、また、土壌を保管するための許可を得ていない場所に大量の土壌を保管し、川底に土が堆積している様子が見られる。今回の指摘は、マカロフ地区という一部の区間であり、この地域では現在パイプライン工事が中止になったが、同じような状況、あるいは別の違反も含め、パイプライン建設工事が始まってから様々な場所で継続的にモニタリングが行われ、違反が提示されてきた。同じような侵食の大きな亀裂が見られるような写真等は今年6月のEBRDの総会でも、総裁やEBRDのスタッフに対して現地のNGOによりプレゼンテーションが行われていた。パイプラインは800kmあり、他の地域でも同じような環境影響が指摘されている。ロシア政府が問題を指摘している箇所は、NGOが指摘してきた箇所であり、その中の一部であると我々は考えている。また、以前8月初めに個別に会談した時に提出した、現地のNGOが中心となって第二期工事における法律違反についてまとめた資料がある。内容は把握済みと思うが、これはEBRDの4月のパブリックコメント期間であった時に実際に提出されている資料である。この中に実際に事業には法律違反等があると挙げられていた訳だが、こうしたレポートが出されたのを受けて、プロジェクトの法律違反がいかなるものかという分析等はこれまでJBIC、EBRDの中でされていたのか？先ほどの回答の中では現在もまだ明確になっておらず、確認中であるというお話であったが、既に以前から指摘されていたものもある中で、このサハリンIIプロジェクトの活動における違法性で今回のロシア政府が指摘している以前に確認したものはあるか？把握しているものがあれば教えて頂きたい。

MOF 内田：

個別にどこのアクセス道路において問題があったかという詳細については細かく把握していないが、JBICに関していえば、今回指摘されているようなアクセス道路の建設に伴う幾つかの問題点については、過去の調査等で把握しているということで、その点について事業主体であるサハリンエナジー社に対し指摘し、改善を求めるとのことである。

MOF 吉田（修）：

EBRDも同様だと思う。まさに長い経過の中の話ではあるが、当初の計画から比べれば、パイプラインの位置が変わり、また、鷲の生息地の近くで工事をする際には、冬の間の鷲がいないときだけ工事をするとの取り決めがあったにも関わらず工事を進めていたことがあり、レンダーとして現地視察を行い、工事を行っている場合には、すぐに注意し、止めさせるなどのことをEBRDもやっているようだ。これは、随時、問題があると指摘があった時に、その箇所毎また、計画全体を含め対応している。実態としては

そういうことである。

村上：

実際に違法性がある活動が行われる場合、それが改善可能なことなのか、あるいは補償出来得ることなのか、が次の問題となってくる。しかし、今回取り消しが決定された事業承認のプロセスそのもの、あるいは承認の内容自体にも違法性が含まれているのではないかという指摘が現地のNGOのレポートに書かれている。例としては、ロシア政府に提出され、事業承認にいたった肯定的な結論を得たフィージビリティ・スタディ（F/S）において、環境監査に関する連邦法第14条においては「監査のために提出される設計資料は連邦政府の監督機関及び管理機関の肯定的な結論を得ていなくてはならない」といった条項があるにも関わらず、提出された時点では漁業管理影響評価及び規制に関する中央総局が、アニワ湾は最も高い漁業カテゴリーに位置付けられている湾であり、サハリンエナジー社が提出した資料に対して、否定的な表明をしていたにも関わらず、承認に至ったという例。またレポートにもあるように、800kmのパイプラインが1000本以上の河川を横断するわけだが、その中には鮭の産卵、遡上にとって重要な河川も含まれる。ロシア連邦政府の行政命令のひとつには、パイプライン建設において、「鮭の産卵所または冬を過ごすための穴を横切ってはいけない」という事があるが、実際にサハリンエナジー社は102本の産卵所を横切るパイプラインの建設を行ったと聞いている。この承認プロセスの中で、何故このような法律違反が起こったのか。承認された文書では、「魚類資源に関するベースラインの記述の部分について、表面的にしか作成されておらず、提案された活動が魚にどのような影響を与えるかを客観的に評価することは難しい」と書かれており、「陸上パイプラインの建設地の範囲における生態学的な漁場の調査を実行する」ことを勧めている。つまり、環境監査に当たった専門家は「河川に関する追加調査及びその横断建設のための適切な技術の決定」を決められた手順で行い必要な合意を得るように要求していたが、サハリンエナジー社はこれらの必要なステップを踏まずに工事をするに至っている。又これは法律違反の例としてあげられるが、環境監査に関する連邦法第18条にはこのように「承認を得ている文章を変更、あるいは著しく逸脱する場合にはこうした結論は法的効力をもたなくなる」と、書かれているが、実際にサハリンエナジー社は、承認を得ていた陸上パイプラインの54箇所ルートを国家環境監査の審査を得ることなくルート変更を行っている。また、それに伴う森林伐採等は、他の法律違反に関わってくる。他に著しく逸脱する例では、河川横断する際の仮設道路・橋の建設に至っては、計画決定自体が承認を受けた提出書類には含まれていなかった。すでに建築済み、建設中の橋が1000本以上存在するという。そもそも承認を得たといっても、勧告の中に含まれた、承認後に必要な調査や検討あるいは合意について、サハリンエナジー社は従ってこなかった。こうしたことに伴うその他さまざまな法律違反が生じているのではないかと思う。このプロジェクトに関しては、サハリンエナジー社はこれまでJBIC、EBRDを通じて、あるいは、直接対応もしているが、色々話をすることで問題をすり抜けてきたように思うが、実際は承認自体についても、違法な活動に関して許可が出され、そのままプロジェクトが実行・継続され、進んできたのではないかと思う。今回、ロシア政府が指摘している法律違反はごく一部であって、それ以外にも法律違反はたくさんあるのではないかと私は考えている。

MOF 内田：

本件のプロジェクトについては、JBIC等の実査によっても、違法かどうかは別の問題があると思うが、幾つかの問題点があるということは把握し、認識している。色々問題があると思うが本日指摘いただいた

ような視点から、本プロジェクトの環境面で問題がないか確認していくべきだと思う。ご指摘頂いたア  
ニワ湾や鮭の遡上問題、河川横断戦略文書や BAP を策定しているなどの説明がなされた部分にも適切に  
対応しているか、中身をきちんと見ながら、当省としても事実関係を把握するように努めたい。

MOF 吉田（修）:

捕捉すると、まさに色々な指摘を受けるような問題もこのプロジェクトにあり、これが違法かどうかと  
いう問題について、モリクパックと鮭という 2 つの問題に限定されている訳ではなく、訴訟も何件か起  
こされている。また、誰が違法を認定するかという問題もあるが、これは恐らくロシアの国内法が中心  
であるので、ロシアの政府やロシアの裁判所が違法かどうか判断するのであろう。私の読んだ記事では、  
10月20日くらいまでに検査をし、25日くらいまでには報告するということを天然自然省監督局が中心  
となって行っている。一方で天然資源省が今月の 24 から 26 日あたりに報告を行うという話もある。様々  
な情報が錯綜しているが、いずれにせよ、一時的にロシア政府が調査を行っているところなので、その  
結果を見て、違法ということになるかどうかなどを踏まえてこのプロジェクトが取り消されることがあ  
るのかという事を含めて見ていきたい。

神崎:

3 点ほどコメントをさせて頂く。1 つ目は、JBIC や EBRD がこのような事態をどのように捉えているのか  
疑問に思っている。わかりやすいパイプラインの例を挙げると、昨年 5 月に開催された EBRD の総会  
ではパイプライン建設が原因で土砂流入が起こったことで、一時期融資の判断が延期された。それから更  
に 1 年経ったがこのような状況にある。JBIC や EBRD はこの事態をどう考えているのかと疑問に思う。2  
つ目は、このような状況に至った原因を考察すると二つの可能性が挙げられると思う。は環境アセスメ  
ントを行う際に成された地質調査等のデータ収集や調査方法が元々おかしかったため、適切な対策が立  
てられなかったか、もしくは調査も対策も適切であったがサブコントラクトの不備によって起こってし  
まったということである。私は両方とも原因であると思うが、1 点目の EIA の不備が大きな要因にある  
のではないかと個人的には考えている。というのもパイプラインに限らず、大鷲の生息数に齟齬があっ  
たなどの EIA に関する調査方法や情報の不備に関する例は、これまでいくつも指摘されている。よって、  
EIA の質そのものを見直さなくてはいけないと思う。3 つ目のコメントは、ロシア法の違反という部分  
が焦点として挙がっているが、現地で実際に何が起きているかという事の方が重要であると思う。例え  
ば、北海道の大鷲の専門家である斎藤さんの現地レポートによると、土砂流入を防ぐため河川にビニ  
ールシートが張られているが、ハマシギの固有亜種が生息する反対側の湿地帯に土砂が流れ込んでいると  
いうことである。このように根本的な対応になっておらず、斎藤さんも本当に環境を守ろうという立場  
で考えたときに、このような対策に意味があるのかと考えざるを得なかったとおっしゃっていた。よっ  
て、ロシアの対応が 25 日の決定でどのようになるか分からないが、現地の影響に目を向けて今後の対  
応を考えていかななくてはならないと思う。

MOF 吉田（修）:

EBRD では、当初 9 月には融資決定をしたいということであったが、現在の状況では無理だろうというこ  
とで、9 月中の決定がなくなったことを対外的に発表したようだ。その後の発表はなく、今後いつとい  
うのは決まっていない。

松本：

財務省へのお願いとして1点発言したい。サハリンの問題に関して新聞等の論調があまりにも政治的、つまりロシア政府が自国の利益をもっと獲得したいのではないかという方向に重きを置きすぎているように私は思う。また、それに乗っかるように日本政府も警告のような声明を出しているかと思う。しかし、環境問題は政治的な道具ではなく、実際に起きている問題であるわけだから、私は是非財務省にはこのような問題から目を離さないで頂きたい。また、JBIC・EBRDには、本当にこのような実態が解決しているかをセーフガード政策に照らし合わせて調査し、融資機関として目を光らせてほしい。今後、政治的にロシアの権益が確保された際、この状況に何の変化がないにもかかわらず、認可が下りたとしても、融資機関を監督するものとして財務省には冷静な視点で、かつ現実には起きていることに即した判断をしてもらいたい。

MOF 内田：

おっしゃる通り、報道等で背景事情についていろいろ言われているが、本件はあくまで環境問題ということで取り消されているので、財務省は本件を環境問題としてきちんと見ていくつもりである。また、JBIC・EBRD だけから話を聞くのではなく、こういった場で皆さんから頂いたいろいろな意見を踏まえてきちんと見ていきたいと考えている。